

介護保険制度が改正

8月から施設利用者の負担軽減基準など変更

介護保険制度の見直しが行われ、8月から介護保険施設やショートステイを利用する人の食費・居住費の利用者負担などが次のとおり変わります。

◎負担軽減の認定基準を変更

介護保険施設やショートステイ利用者の食費・居住費は、自己負担が原則ですが、低所得者には、食費・居住費の負担軽減を行っています。8月からは負担軽減の認定要件のうち、預貯金額が変わります(下表①)。

◎食費(日額)の負担額を変更

介護施設入所者・ショートステイ利用者の食費(日額)の負担

限度額が変わります(下表②)。居住費の負担限度額は、変更ありません。

■負担軽減は申請を

世帯全員が町民税非課税の場合は、申請により食費・居住費の負担軽減を受けられます。詳細はお問い合わせください。

◆申請先・問い合わせ

せ 町長寿福祉課
介護保険係(☎8213111内線135)へどうぞ。

◆表①：負担軽減の認定基準となる預貯金額

合計所得金額と年金収入額	7月まで	8月から
80万円以下	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円	単身：650万円 夫婦：1,650万円
80万円超 120万円以下		単身：550万円 夫婦：1,550万円
120万円超		単身：500万円 夫婦：1,500万円

◆表②：食費の負担限度額

合計所得金額と年金収入額	施設入所		ショートステイ	
	7月まで	8月から	7月まで	8月から
80万円以下	390円	390円	390円	600円
80万円超 120万円以下	650円	650円	650円	1,000円
120万円超	650円	1,360円	650円	1,300円

高校生以上の初心者が対象です

「介護の入門的研修」を開講

町では、高校生以上で介護の仕事に興味がある初心者の人を対象に「介護に関する入門的研修」を開講します。現場経験が豊富な講師が、介護に必要な知識や技術などを基礎から分かりやすく講義します。介護の仕事に興味がある人や家庭介護に関心のある人、進路

の参考にしたという高校生など、お気軽にご参加ください。

▽募集人数

▼基礎講座のみ：16人

▼基礎講座と入門講座：12人

▽受講料 無料

▽申込期限 7月20日(定員に達し次第終了)

▽受付時間 平日 午前8時～午後5時

▽その他 ▼基礎講座と入門講座の全日程を受講した人には、

修了証明書を交付します。▼修了者は「岩手県介護員養成研修」の受講科目の一部が免除されます。

◆申込先・問い合わせ

せ (社福) 山田町社会福祉協議会
(☎0901706016003)へどうぞ。

◆日程・会場

コース	期日	時間	講義内容	会場
基礎講座	8月1日(日)	午前9時～午後0時20分	介護の基本や基礎知識	町中央コミュニティセンター集會室
入門講座	8月22日(日)	午前9時～午後4時10分	基本的な介護の方法	山田町社会福祉協議会会議室(山田15-82-2)
	9月12日(日)	午前9時～午後4時10分	基本的な介護の方法、障害への理解	
	9月26日(日)	午前9時～午後4時半	認知症への理解、介護での安全確保	

町長室から

東京2020オリンピックの聖火が山田の街中を駆け抜けた。10年前の震災で焦土と化し全てが無くなつたあの日に、聖火リレーが行われることを想像できた人はいただろうか。今年で10年という大きな節目の年を迎えることができた。この間、町民の皆さまには日々多くの困難があつたと思う。今後も様々な苦難があると思うが、行政としてきめ細やかな対応をとっていなくてはならない。聖火ランナーの第1走者は山田町復興ふるさと大使の山田邦子さん。震災後すぐにトラックいっぱい支援物資と共に駆けつけていただいた。中央公民館でコンサートを開いていただいたこともある。そして、今回は山田のために走りたいとおいでいただいた。多くの支援によつて今日を迎えることができたことに改めて感謝すると同時に、後世に伝えていかななくてはならないと聖火を見て心を新たにしたい。

山田町長 佐藤 信逸